

日本再興戰略(職業安定行政關係)

失業なき労働移動（日本再興戦略）

日本再興戦略 - JAPAN is BACK -

2. 雇用制度改革・人材力の強化

①行き過ぎた雇用維持型から労働移動支援型への政策転換（失業なき労働移動の実現）

リーマンショック以降の急激な雇用情勢の悪化に対応するために拡大した雇用維持型の政策を改め、個人が円滑に転職等を行い、能力を発揮し、経済成長の担い手として活躍できるよう、能力開発支援を含めた労働移動支援型の政策に大胆に転換する。これらにより、今後5年間で、失業期間6か月以上の者の数を2割減少させ、転職入職率（※）（パートタイムを除く一般労働者）を9%とすることを目標とする。

※転職入職率とは、在籍者に対する転職入職者（入職者のうち、入職前1年間に就業経験のある者）の割合のことをい（2011年7.4%。1975年以降の最高値9.2%）。

○労働移動支援助成金の抜本的拡充等

- ・雇用調整助成金（2012年度実績額約1,134億円）から労働移動支援助成金（2012年度実績額2.4億円）に大胆に資金をシフトさせることにより、2015年度までに予算規模を逆転させる。本年8月末までに検討を進め結論を得た上で、概算要求等に反映させる。
- 対象企業を中小企業だけでなく大企業に拡大する。
- 送り出し企業が民間人材ビジネスの訓練を活用した場合の助成措置を創設する。
- 支給時期を支援委託時と再就職実現時の2段階にする。
- 受入れ企業の行う訓練（OJTを含む）への助成措置を創設する。
- キャリアチェンジを伴う労働移動を成功させるためのキャリアコンサルティング技法の開発等を推進する。

対応

- リーマンショック以降に緩和してきた雇用調整助成金の要件等を見直しつつ、労働移動支援助成金を、抜本的に拡充し、平成27年度までに、両者の予算規模を逆転させる。（詳細は後述）

※平成26年時点では、雇用調整助成金の経過措置が残るため、予算規模の逆転は困難。

- これらの助成金の要件変更等には、労働政策審議会職業安定分科会で審議することが必要。1

失業なき労働移動（日本再興戦略）

失業なき労働移動の実現

○若者等の学び直しの支援のための雇用保険制度の見直し

・ 非正規雇用労働者である若者等がキャリアアップ・キャリアチェンジできるよう、資格取得等につながる自発的な教育訓練の受講を始め、社会人の学び直しを促進するために雇用保険制度を見直す。労働政策審議会で検討を行い、次期通常国会への改正法案の提出を目指す。あわせて、従業員の学び直しプログラムの受講を支援する事業主への経費助成による支援策を講ずる。

対応

- 現在、雇用保険制度見直しの内容について、労働政策審議会雇用保険部会で検討中。
- 次期通常国会への法案提出を目指す。（詳細は後述）

○公益財団法人産業雇用安定センターの出向・移籍あっせん機能の強化

・ 出向・移籍による失業なき労働移動を支援するため、キャリアコンサルティングの実施、個人の課題に応じた支援メニューの策定、民間の訓練機関を活用した講習・訓練の実施等、産業雇用安定センターのあっせん機能を大幅に強化する。

対応

- 26年度から、産業雇用安定センターの機能強化を実施予定。（必要な予算は概算要求。）
- 現在、詳細な制度設計等について、検討中。（詳細は後述）

行き過ぎた雇用維持型から労働移動支援型への政策シフト

雇用調整助成金と労働移動支援助成金について

- 雇用調整助成金は、リーマンショック発生時(20年秋)に大幅に拡充し、21年度には支給実績が前年度の96倍の6,535億円に達した。その後、東日本大震災の影響なども踏まえつつ、順次、要件の見直しを行っているが、24年度実績で1,134億円となっており、労働移動支援助成金の支給実績2.4億円(24年度)を大きく上回っている。

▶ 支給実績（雇用調整助成金と労働移動支援助成金の比較）

	雇用調整助成金	労働移動支援助成金
	事業の縮小を余儀なくされた事業主が休業や出向等により、労働者の雇用の維持を図った場合に、かかった費用の一部を助成する。	事業規模の縮小に伴い離職を余儀なくされる労働者について、民間職業紹介事業者に再就職を委託する事業主に対し、当該委託費の一部を助成する。
21年度	6,535億円 (ピーク時) 2,130万人	5.3億円 3,175人
	▼ 順次縮小 ▼	
24年度	1,134億円 462万人	2.4億円 774人

➡ 雇用調整助成金の要件の見直しとともに、労働移動支援助成金の抜本拡充により、成熟産業から成長産業への円滑な労働移動を推進。
(行き過ぎた雇用維持型から労働移動支援型への政策シフト)

労働移動支援助成金の拡充

失業なき労働移動の実現

労働移動支援助成金について

(1) 対象事業主

- 再就職の支援についての計画(再就職援助計画)を労働局に提出した中小企業事業主(離職から2か月以内(45歳以上の場合)は5か月以内)に再就職を実現すること。)

(2) 助成内容

- 対象労働者の再就職支援を職業紹介事業者に委託し、再就職が実現した場合に、その一部を助成。
《支給額》民間職業紹介事業者への委託費用の1/2(対象労働者が45歳以上の場合)は2/3)

労働移動支援助成金の抜本拡充の内容

1 対象企業を拡大。

- 現在は、対象企業を中小企業に限定。今後は大企業を助成対象に加える。

2 2段階助成で利用しやすく。

- 現在は、『再就職支援実現後』に全額助成。今後は、『再就職支援委託時』にも一部助成。

3 職業紹介事業者の行う訓練への助成。

- 現在は、民間職業紹介事業者の行う訓練は助成対象にはならないが、今後は、民間の自由な発想で行う訓練に対して助成措置を創設する。

4 受入れ企業の行う訓練への助成。

- 現在は、受入れ企業への助成措置はないが、今後は、受入れ企業の行うOff-JT・OJT訓練にも助成措置を創設。

雇用保険制度の見直しに向けた検討

失業なき労働移動の実現

検討の趣旨、内容

1 趣旨

- 失業給付に係る以下の暫定措置の期限が今年度末までであることから、以後の取扱いについて検討
 - ・ 失業給付の給付日数を60日間延長(個別延長給付)
 - ・ 雇止め等により離職した者の給付日数の拡充
- 日本再興戦略(平成25年6月14日閣議決定)において「非正規雇用労働者である若者等がキャリアアップ・キャリアチェンジできるよう、資格取得等につながる自発的な教育訓練の受講を始め、社会人の学び直しを促進するために雇用保険制度を見直す。労働政策審議会で検討を行い、次期通常国会への改正法案の提出を目指す」とされ、社会人の学び直し支援の観点から検討。

2 部会の開催状況

- 平成25年5月23日より、労働政策審議会職業安定分科会雇用保険部会を開催中
- これまでに計4回開催(5月23日、6月12日、6月27日、7月30日)。今後、年末の取りまとめに向け、議論を進めていく予定

3 部会における主な検討項目

- | | |
|---------------------------------|-----------|
| ・ 個別延長給付・雇止めによる離職者の給付日数の充実 | ・ 教育訓練給付 |
| ・ 雇用保険二事業に要する費用の失業給付等の積立金からの借入れ | ・ 求職者支援制度 |
| ・ 労働移動・学び直しの支援措置 | ・ 財政運営 |
| ・ 基本手当の水準(給付率、給付日数) | ・ その他 |

社会人の学び直し支援

失業なき労働移動の実現

～人材強化の観点からの雇用保険制度の見直し等～



社会人

離職者

在職者

社会人への支援 ～雇用保険制度の見直し～

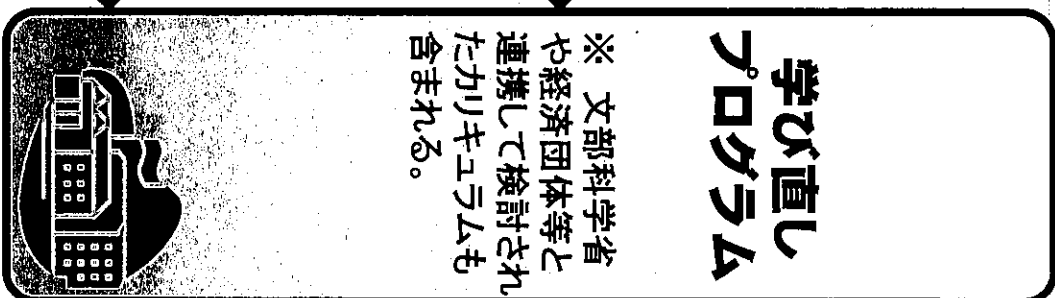
○若年者等の学び直しに対する支援措置の実施

○非正規雇用労働者等のキャリアアップのための自発的な教育訓練（資格取得）に対する支援措置の実施



学び直し プログラム

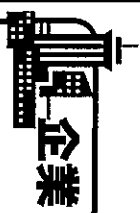
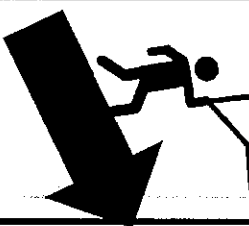
※ 文部科学省や経済団体等と連携して検討されたカリキュラムも含まれる。



スキルアップ
スキルチェンジ

キャリア
アップ

円滑な
労働移動



企業

在職者



企業への支援

従業員の学び直しプログラムの受講を支援する事業主への手厚い経費助成の実施



産業雇用安定センターの出向・移籍あっせん機能の強化

産業雇用安定センターについて

1 設立目的等

- 労働力の産業間、企業間移動の円滑化に寄与するため、出向・移籍による失業なき労働移動に関する情報提供・相談等を行う。
- 昭和62年3月、13の産業団体の拠出により設立。

2 事業内容等

- 人材の受け入れ、送り出し情報の収集・提供を行い、出向・移籍のあっせんを行う。
- また、出向・移籍が円滑に進むよう、企業の人事担当者等に相談・援助を行うとともに、対象者に対して、カウンセリングやアドバイス等を行う。
- 補助金の予算額は22年度は23.8億円、23年度は19.9億円、24年度は19.7億円。

3 実績

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
送出し件数：	18,532件	21,734件	14,206件	14,155件	17,664件
成立件数：	7,409件	9,377件	8,591件	8,582件	10,042件
成立率：	40.0%	43.1%	60.5%	60.6%	56.9%

※ 送り出し件数は、人材を送り出す側の企業から産業雇用安定センターに登録された件数。

成立件数は、人材を受け入れる側の企業が産業雇用安定センターのあっせんにより出向・移籍を受け入れた件数

4 検討の方向性

- 対象者に対するキャリア・コンサルティングの実施、個人の課題に応じた支援メニューの策定、民間職業訓練機関などを活用した各種講習・訓練・グループワークの実施など、あっせん機能の大幅強化を検討。

民間人材ビジネスの活用(日本再興戦略)

民間人材ビジネスの活用

日本再興戦略 - JAPAN is BACK -

2. 雇用制度改革・人材力の強化

②民間人材ビジネスの活用によるマッチング機能の強化

ハローワークの情報等の民間開放を図りながら、学卒未就職者等の若者や復職を希望する女性等の幅広いニーズに迅速・効果的に応えられるよう、民間人材ビジネスを最大限に活用する。

○ハローワークの求人・求職情報の開放等

・ハローワークの保有する求人情報を、民間人材ビジネスや地方自治体に対して、来年度中のできるだけ早期に提供を開始するなど、多様なサービスを提供可能にする。本年8月末までに検討を進め結論を得た上で、必要な措置を講ずる。

・ハローワークの保有する求職情報の開放について、求職者や民間人材ビジネスに対するニーズ調査を直ちに実施し、本年末を目的に結論を得る。また、ハローワークの求職者が民間人材ビジネスの活用を希望する場合の円滑な誘導支援を速やかに開始する。

対応

●26年度夏～秋には、求人情報の提供を実施する方針。(必要な予算は概算要求。)
現在、詳細な制度設計等について、検討中。(詳細は後述)

●求職情報の提供については、慎重な検討が必要ことから、求職者側・民間人材ビジネス側、双方にニーズ調査を行い、本年末を目的に結論。

・ハローワーク特区等の経験に基づき、自治体の意向を踏まえハローワークと地方自治体の職業紹介機関等の連携強化を全国展開する。

対応

●現在、実施している『一体的実施』などの『ハローワークと地方自治体の連携強化』を更に推進。

民間人材ビジネスの活用(日本再興戦略)

民間人材ビジネスの活用

トライアル雇用奨励金等の改革・拡充

- ・ トライアル雇用奨励金(2012年度支給対象者数約5.6万人)等の雇入れ助成金について、ハローワークの紹介に加え、民間人材ビジネスや出身大学等の紹介により雇い入れる事業者にも支給する。
- ・ トライアル雇用奨励金について、従来主な対象とされていたニート・フリーターに加えて、学卒未就職者、育児等でキャリアブランクがある人等、トライアル雇用を受けなければ正社員就職が難しいと認められる者にも対象を拡大する。本年8月末までに検討を進め結論を得た上で、概算要求等に反映させる。

対応

- 26年度より、トライアル雇用奨励金等の拡充を実施予定。(必要な予算は概算要求。)
- 現在、詳細な制度設計等について、検討中。(詳細は後述)
- これらの助成金の要件変更等には、労働政策審議会職業安定分科会で審議することが必要。

○民間人材ビジネスの更なる活用

- ・ カウンセリング、職業訓練、就職あっせん等のうち、以下の業務に民間人材ビジネスを最大限活用し、効果的な就業支援が行えるよう、本年8月末までに検討を進め結論を得た上で、概算要求等に反映する。
 - フリーター等のきめ細かいカウンセリングが必要な人に対するキャリアカウンセリングやジョブ・カード交付等(2012年度の全国のハローワークでのジョブ・カード交付件数約2.1万件)
 - 学卒未就職者等について、紹介予定派遣(※)を活用した正社員就職支援
 - 育児・介護等で仕事の現場を離れていた人に対する研修と職業紹介の一体的実施
- ※ 紹介予定派遣とは、一定の派遣期間を経過した後に、派遣先への職業紹介を予定して行われる労働者派遣のことをいう。

対応

- 26年度より、上記の3つの事業を実施予定。(必要な予算は概算要求。)
- 現在、詳細な制度設計等について、検討中。(詳細は後述)

ハローワークの求人情報のオンライン提供

民間人材ビジネスの活用によるマッチング機能の強化

日本再興戦略 - JAPAN is BACK -

2. 雇用制度改革・人材力の強化

②民間人材ビジネスの活用によるマッチング機能の強化

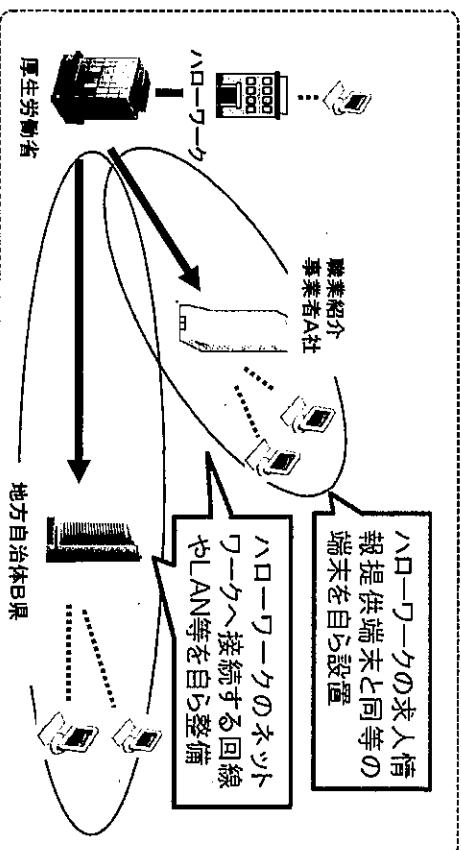
ハローワークの情報等の民間開放を図りながら、学卒未就職者等の若者や復職を希望する女性等の幅広いニーズに迅速・効果的に応えられるよう、民間人材ビジネスを最大限に活用する。

○ハローワークの求人・求職情報の開放等

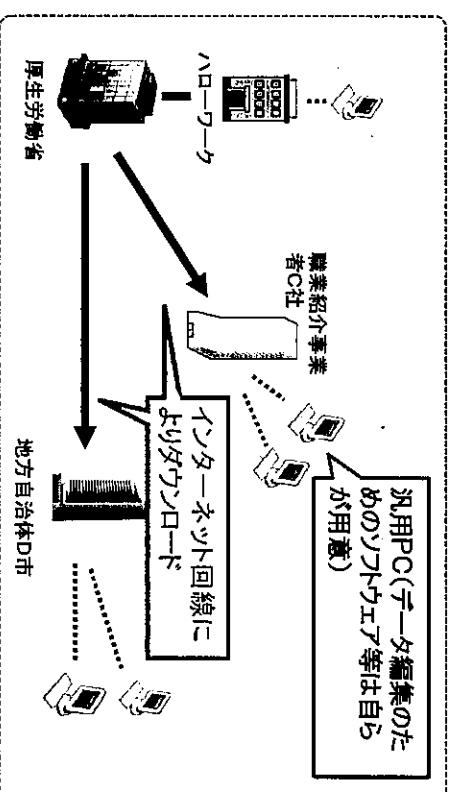
・ハローワークの保有する求人情報を、民間人材ビジネスや地方自治体に対して、来年度中のできるだけ早期に提供を開始するなど、多様なサービスを提供可能にする。本年8月末までに検討を進め結論を得た上で、必要な措置を講ずる。

※ 求人情報の提供方式については、①民間人材ビジネスや地方自治体がハローワークの求人情報提供端末と同等の端末を自ら設置
と、②民間人材ビジネスや地方自治体が加工可能な形式でデータをダウンロードできるようにする方法について、検討中。

【①求人情報提供端末方式】



【②データ提供方式】



トライアル雇用奨励金の拡充

トライアル雇用奨励金について

- 職業経験の不足等から就職が困難な求職者について、正規雇用等の早期実現を図るため、これらの求職者を、一定期間、トライアル雇用する事業主に対して、奨励金を支給する。
- 《支給額》月額4万円(最大3ヶ月間支給)
- 《支給実績》平成24年度:約62億円(支給対象者数:約5万6千人)
- 【参考】トライアル雇用開始者数:約4万9千人 常用雇用移行率:約81%

▶トライアル雇用奨励金の拡充の具体的内容…

求職者



主に、ニート
フリーター

現行1

トライアル雇用奨励金の対象となる者は、主にフリーターなどの就職困難者となっている。



ハローワーク



現行2

ハローワーク経由の紹介により、トライアル雇用を行う場合に限定して、奨励金を支給。

トライアル雇用



求人者



学卒未就職者などへの
更なる安定雇用支援。

民間人材ビジネスの活用による
マッチング機能の強化。

求職者



ニート
フリーター…

対象者拡大

フリーターなどに加えて、**学卒未就職者・育児等でキャリア
ブランクのある者等**を追加。



ハローワーク



ハローワーク紹介要件緩和

民間人材ビジネス等の紹介により、トライアル雇用される場合も、奨励金の支給対象とする。



民間人材ビジネス
出身大学等



トライアル雇用



求人者



民間人材ビジネスの更なる活用

— 紹介予定派遣を活用した正社員就職支援 & 研修と職業紹介の一体的実施 —

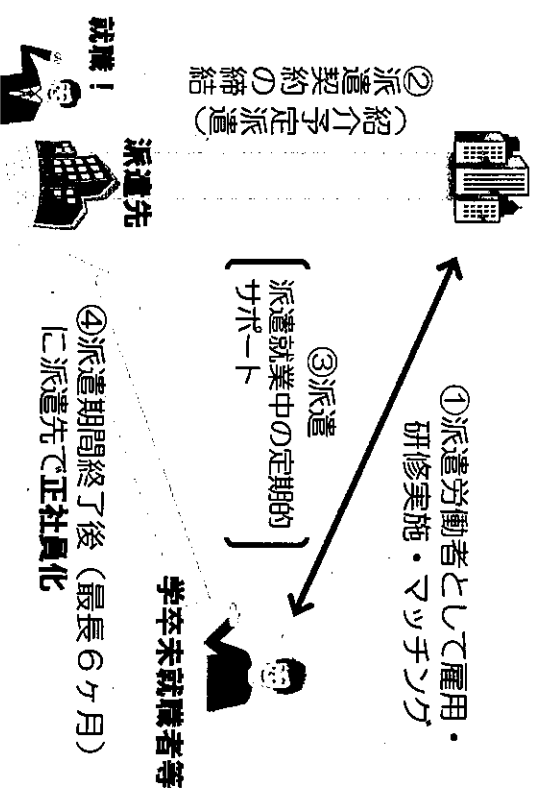
○『日本再興戦略』では、民間人材ビジネスの更なる活用として、次の取組を実施することとしている。

- ・ 学卒未就職者等について、紹介予定派遣(※)を活用した正社員就職支援
- ※ 紹介予定派遣とは、一定の派遣期間を経過した後に、派遣先への職業紹介を予定して行われる労働者派遣のことをいう。
- ・ 育児・介護等で仕事の現場を離れていた人に対する研修と職業紹介の一体的実施

紹介予定派遣を活用した正社員就職支援

- 学卒未就職者等の正社員就職を促進するため、紹介予定派遣を活用した事業を実施。
- 対象者は、社会人としてマナーを身に付けつつ、就業経験を積みながら、派遣先での正社員就職を目指す。

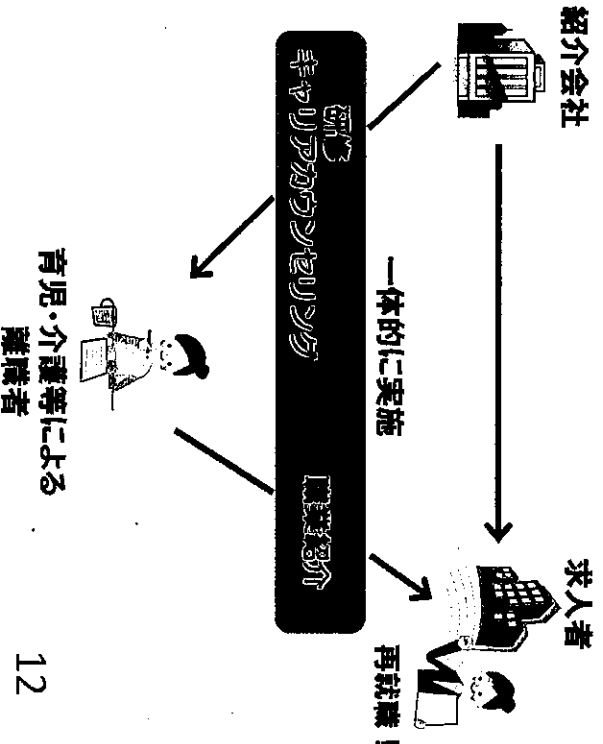
一般派遣元事業主



研修と職業紹介の一体的実施

- 育児・介護等による離職者の支援のため、研修等と職業紹介を一体で行う仕組みを活用した事業を実施。
- 紹介会社において、研修・キャリアカウンセリング等を行った上で紹介を行うことで、早期再就職を促進。

紹介会社



多様な働き方(日本再興戦略)

多様な働き方

日本再興戦略 - JAPAN is BACK -

2. 雇用制度改革・人材力の強化

③多様な働き方の実現

個人が、それぞれのライフスタイルや希望に応じて、社会での活躍の場を見出せるよう、柔軟で多様な働き方が可能となる制度見直し等を進める。

○労働者派遣制度の見直し

- 登録型派遣・製造業務派遣のあり方や、いわゆる専門26業務に該当するかどうかによって派遣期間の取扱いが大きく変わる現行制度のあり方等に関して有識者による検討を進め、8月末までを目途に取りまとめ。さらに、労働政策審議会で議論を行った上で、早期に必要な法制上の措置を講じる。

併せて、派遣労働者のキャリア形成を支援するモデル的な取組を推進する。

○「多元的で安心できる働き方」の導入促進

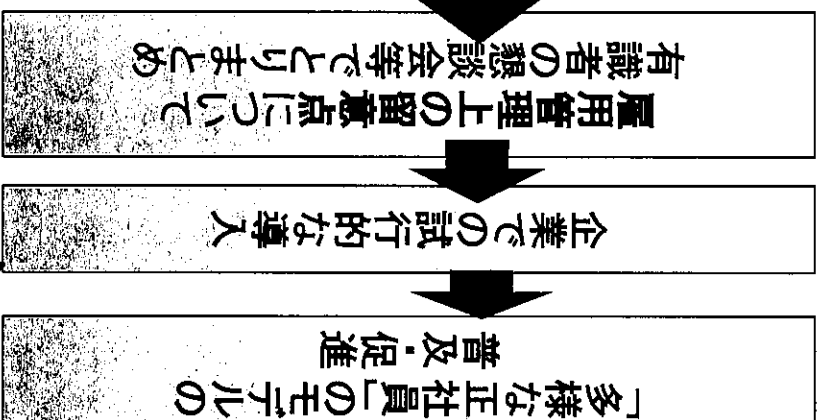
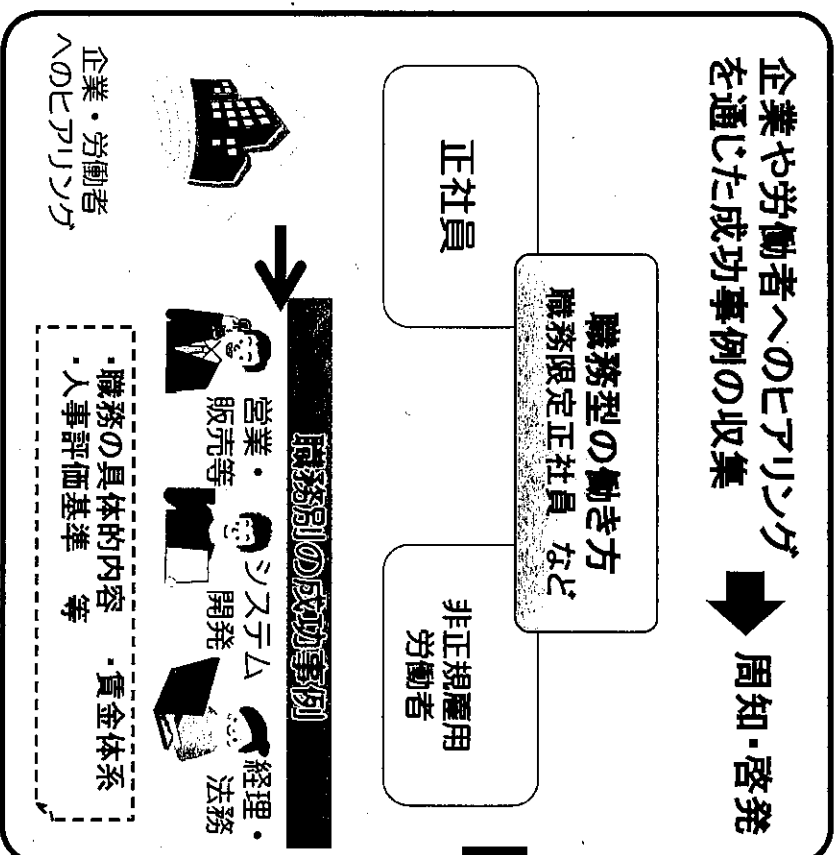
- 職務等に着眼した「多様な正社員」モデルの普及・促進を図るため、成功事例の収集、周知・啓発を行うとともに、有識者懇談会を今年度中に立ち上げ、労働条件の明示等、雇用管理上の留意点について来年度中のできるだけ早期に取りまとめ、速やかに周知を図る。これらの取組により企業での試行的な導入を促進する。
- 業界検定等の能力評価の仕組みを整備し、職業能力の「見える化」を促進する。

「二極化」した働き方から「多元的」な働き方へのシフト

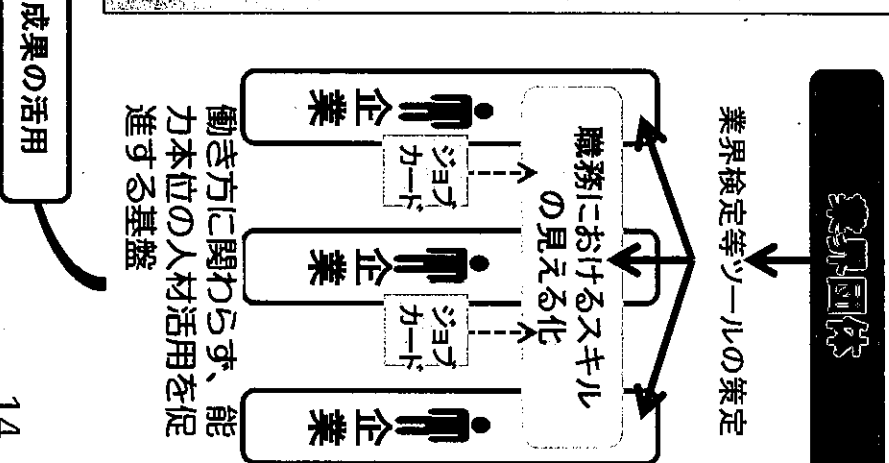
多様な働き方

企業による「多元的で安心できる働き方」の導入促進に向けた環境整備

■職務に着目した「多様な正社員」モデルの普及・促進



■職務における職業能力の「見える化」促進



■派遣労働者のキャリア形成支援のモデル的な取組の普及・促進

女性の活躍推進(日本再興戦略)

女性の活躍推進

日本再興戦略 - JAPAN is BACK -

2. 雇用制度改革・人材力の強化

④女性の活躍推進

出産・子育て等による離職を減少させるとともに、指導的地位に占める女性の割合の増加を図り、女性の中に眠る高い能力を十分に開花させ、活躍できるようにすることは、成長戦略の中核である。「若者・女性活躍推進プログラム」の提言を踏まえつつ、女性が活躍できる環境整備を推進する。

こうした取組により、「M 字カーブ問題」の解消に向け、2020 年の就業率を、25 歳から44 歳の女性については73%(2012 年の水準から約5ポイント向上)とすることを目指す。

○女性のライフステージに対応した活躍支援

・インターンシップやトリアル雇用制度の活用、ワザースハローワークの充実等による再就職に向けた総合的な支援、母子家庭の母等への就業支援、社会人の学び直し支援等を行うほか、資金調達や経営ノウハウの支援等により、地域に根差したことから世界にチャレンジするものも含め、女性の起業等を促進する。

女性の活躍推進（日本再興戦略）

女性が活躍する社会の実現

スキルアップや就業継続の積極的支援

- 女性の活躍促進・両立支援に取り組む企業への支援

- ・ ポジティブ・アクションや仕事と子育て等の両立支援についての企業の自主的な取組を促進するため、助成措置等による支援
- ・ 企業表彰制度、イクメンプロジェクトの拡充等

- 女性の活躍促進と仕事と子育て等の両立に同じた環境整備

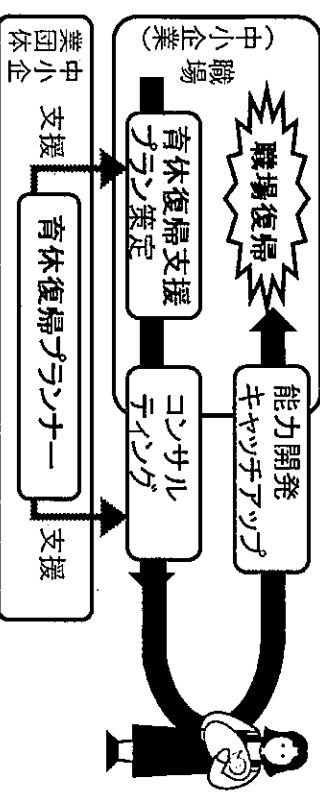
- ・ 平成26年度で期限切れとなる次世代育成支援対策推進法の延長・強化を検討
- ・ 女性の活躍状況の情報開示促進に向けたキャンペーンの実施
- ・ メンターやロールモデルの普及、教育訓練機会の拡充
- ・ 子が3歳になるまで育児休業や短時間勤務を取得しやすい職場環境作り

子の看護休暇を取得しやすい職場環境作り



育休復帰や再就職の総合的支援

- 育休後の円滑な職場復帰のための「育休復帰支援プラン」（仮称）の策定支援



- 子育て女性の再就職の総合的な支援

- ・ 託児付きセミナーの新設
- ・ 24時間ハローワークの拡大

- プランクのある女性のスキルアップ・活躍支援

- ・ 社会人の学び直しプログラムや「カムバック支援サイト」の創設により学び直しを支援
- ・ 復職した子育て女性の職業訓練に取り組む企業への助成創設
- ・ プランクのある女性が働きやすい雇用管理モデルの普及促進

若者・高齢者等の活躍推進(日本再興戦略)

若者・高齢者等の活躍推進

日本再興戦略 - JAPAN is BACK -

2. 雇用制度改革・人材力の強化

④若者・高齢者等の活躍推進

全ての人が意欲さえあれば活躍できるような「全員参加の社会」の構築を目指す。特に、我が国の将来を担う若者全てがその能力を存分に伸ばし、世界に勝てる若者を育てることが重要であり、若者・女性活躍推進フォーラムの提言を踏まえつつ、成長の原動力としての若者の活躍を促進する。

○若者の活躍推進

- ・インターンシップに参加する学生の数目標設定を行った上で、地域の大学等と産業界との調整を行う仕組みを構築し、インターンシップ、地元企業の研究、マッチングの機会を拡充を始め、キャリア教育から就職まで一貫して支援する体制を強化する。また、関係団体等の意見を踏まえつつ、インターンシップの活用の重要性等を周知し、その推進を図る。さらに、若者等が経済状況にかかわらず大学等で学ぶことができるよう、奨学金制度を充実する。
- ・就職活動から入社後の能力開発に至るまでの一貫した支援として、詳細な採用情報等を公開し積極的に若者を採用・育成する「若者応援企業」の普及拡大・情報発信の強化を図るほか、既卒3年新卒扱い、新卒応援ハローワーク等を通じた中小企業と学生とのマッチング強化、若手社員の訓練を行う中小企業団体に対する新たな支援、紹介予定派遣を活用した学卒未就職者への就職支援【再掲】、及び就職後の定着への支援を行う。
- ・過重労働や賃金不払残業など若者の「使い捨て」が疑われる企業について、相談体制、情報発信、監督指導等の対応策を強化する。
- ・地域の中小企業等が、未来の地域経済を支える人材を共同で育成する仕組みを構築し、企業間での出向の円滑化や合同新人研修等を実施することに対する支援を行う。

若者・高齢者等の活躍推進（日本再興戦略）

若者・高齢者等の活躍推進

日本再興戦略 - JAPAN is BACK -

- ・ビジネスコンテスト等も活用しながら起業の促進を図るため、ポータルサイトによる情報発信、専門家によるサポート体制の整備を推進するほか、クラウド・ファンディング等を活用した効果的な資金供給の在り方を検討する。
- ・わかものハローワークの充実、地域レベルの産学官コンソーシアムの組成による就職可能性を高める訓練コースの開発・実施等によるフリーター等の正規雇用化支援や、NPO 等による就労に向けた相談支援などニートの就労支援を実施する。
- ・学修時間の確保、留学等促進のための、2015 年度卒業・修了予定者からの就職・採用活動開始時期変更（広報活動は卒業・修了年度に入る直前の3月1日以降に開始し、その後の採用選考活動については、卒業・修了年度の8月1日以降に開始）について、中小企業の魅力発信等、円滑な実施に向けた取組を行う。
- ・ハローワークの民間活用【再掲】
- ・大学、大学院、専門学校等が産業界と協働して、高度な人材や中核的な人材の育成等を行うオーダーメード型の職業教育プログラムを新たに開発・実施するとともに、プログラム履修者への支援を行うなど、社会人の学び直しを推進する。また、高等専門学校について、地域や産業界との連携を深めつつ、社会や企業のニーズを踏まえた学科再編などを促進する。また、若者等の学び直しの支援のための奨学金制度の弾力的運用や雇用保険制度の見直し等を行う。

○高齢者等の活躍推進

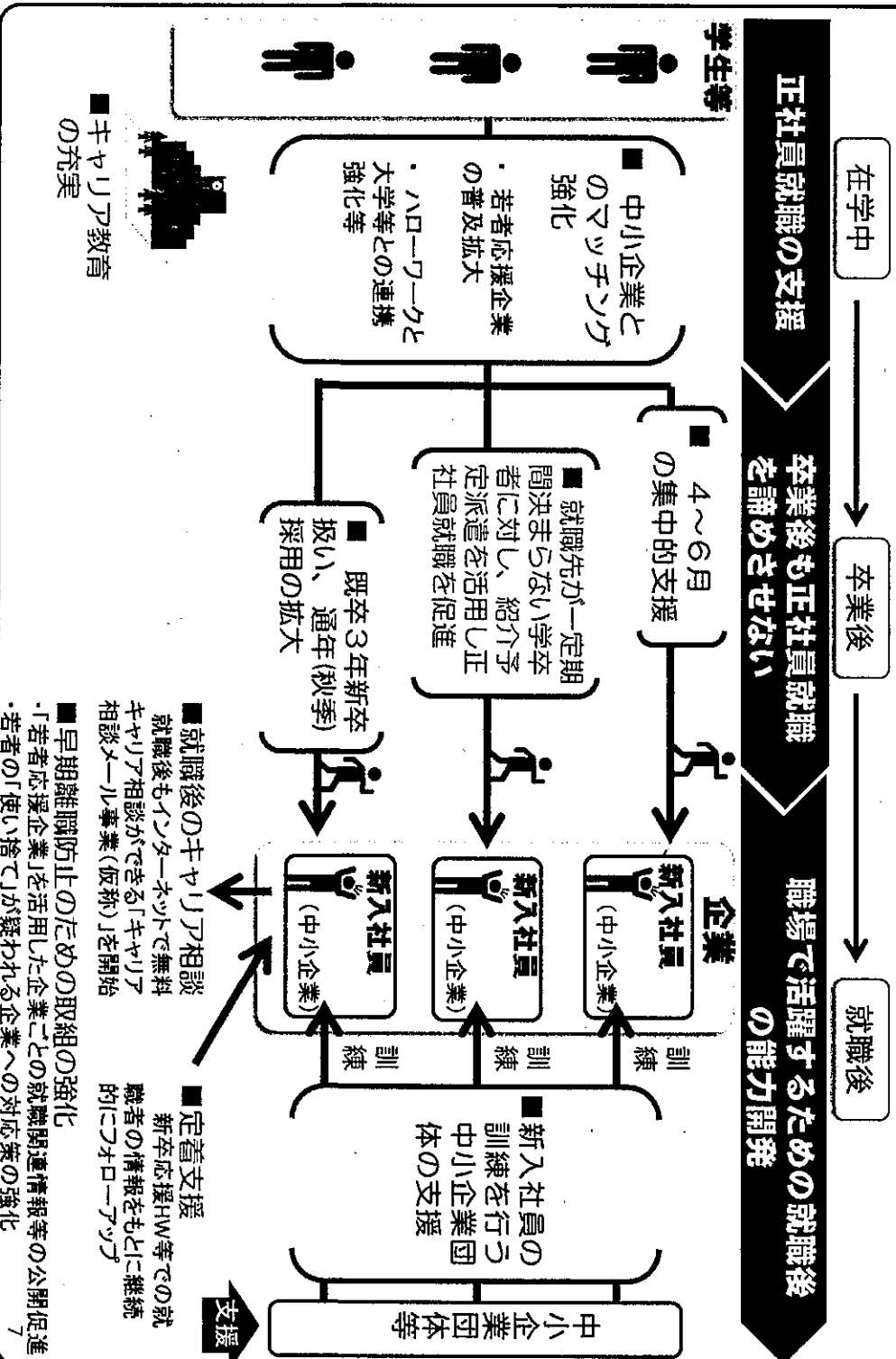
- ・生涯現役社会の実現に向けて、高齢者の継続雇用に取り組み中小企業に対する職域開発等の支援を行うとともに、高齢者等の再就職支援の強化、地域の多様なニーズとのマッチングによるモデル的な就労促進の取組への支援等を実施する。
- ・障害者、難病患者、がん患者等の就労支援を始めとした社会参加の支援を推進する。

若者・高齢者等の活躍推進(日本再興戦略)

若者・高齢者等の活躍推進

若者の安定雇用の実現①

就職活動から職場で活躍するまでの総合サポート

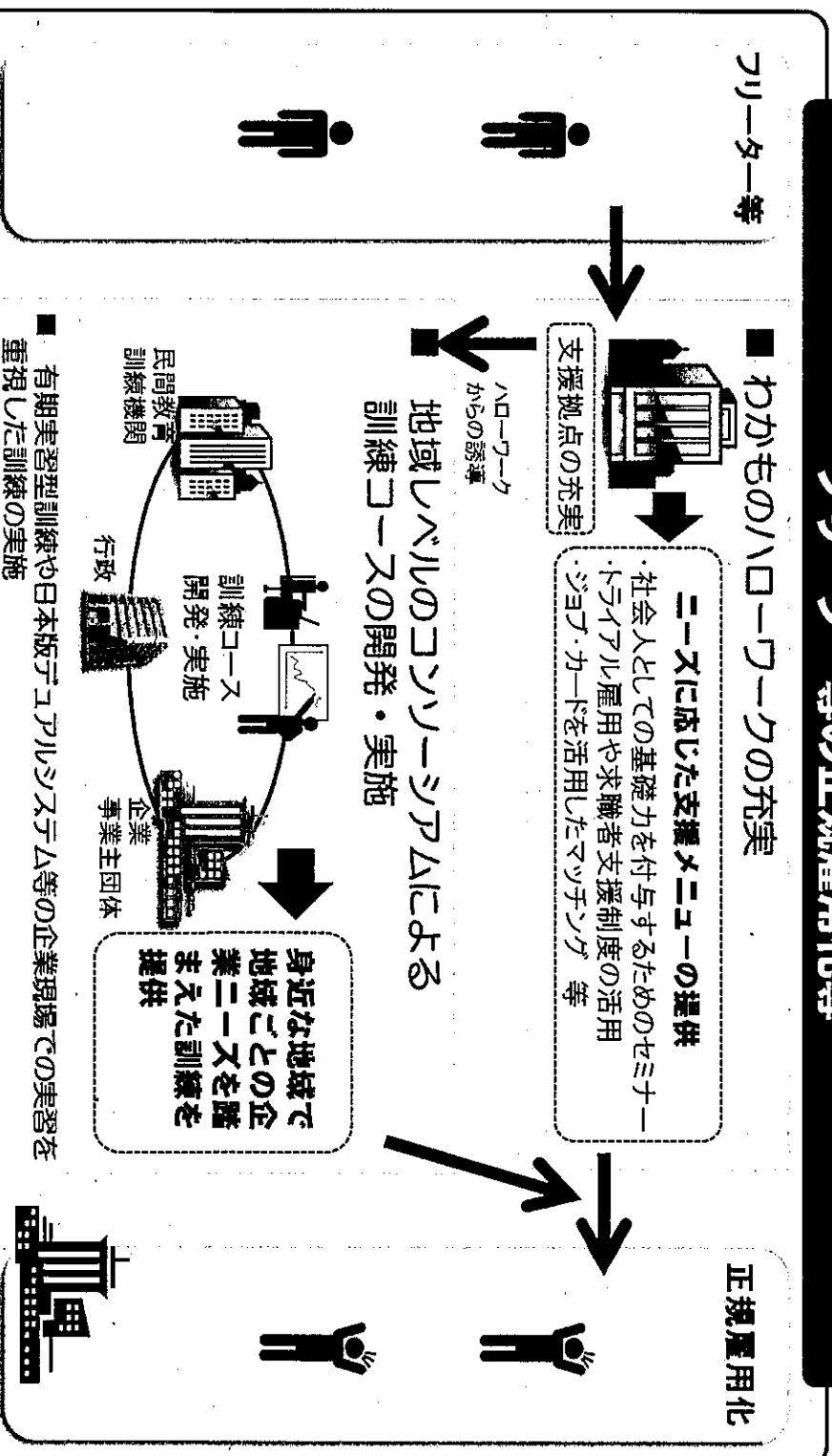


若者・高齢者等の活躍推進（日本再興戦略）

若者・高齢者等の活躍推進

若者の安定雇用の実現②

フリーター等の正規雇用化等



■ 若者が技能者を目指す環境の整備
若者が技能者を目指す環境整備のため、「ものづくりマイスター制度」を普及

■ 地域若者サポートステーションによる継続的支援